

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第30回 2015年11月

増値税ゼロ税率の適用対象に クロスボーダーサービス範囲を拡大

本アラートの分析対象法規:

財政部、国家税務総局の「映画・テレビ等輸出サービスの増値税ゼロ税率適用に関する通知」(財税[2015]第118号、2015年10月30日公布、同年12月1日実施)

財政部及び国家税務総局(SAT)は共同して、2015年10月30日付けで財税[2015]第118号(以下「118号文」)を公布した。これは、特定の一部のクロスボーダーサービスに対する増値税(VAT:付加価値税)ゼロ税率の実行によって、現行の増値税免税措置の取り扱いに取って代わるものとなる。増値税ゼロ税率とは、納税義務者が提供するサービスに対して、増値税の納付が不要なだけでなく、サービスの提供に関連して発生した費用に対応する仕入税額(特定の場合には税還付も適用可能)の控除を可能にするものである。

118号文は、国務院の直近の「サービス・貿易の発展促進に関する若干意見」(国発[2015]8号文)に強調されている、サービス・貿易の発展促進及び「中国サービス」の国際的競争力の向上を実現するための重要な一環と言える。

118号文に追加される3種類のゼロ税率対象クロスボーダーサービスは下記のとおりである。

- 1) オフショアのサービス・アウトソーシング(情報技術アウトソーシング(ITO)、ビジネス・プロセス・アウトソーシング(BPO)或いはナレッジ・プロセス・アウトソーシング(KPO)を含む)
- 2) 映画・テレビ・ラジオ番組(作品)の制作及び配給サービス
- 3) 技術譲渡サービス、ソフトウェアサービス、集積回路設計・測定サービス、情報システムサービス、業務プロセス管理の各サービス及び契約対象物が国外でのエネルギー契約管理サービス。

118号文におけるゼロ税率優遇措置は、2015年12月1日から実施されるため、SATは11月以内に118号文に関連する実施細則を公布すると見込まれる。

KPMG の所見

118号文は納税義務者から大歓迎されるだろう。この通達は、中国の増値税体系が世界中で最適なVAT税制により近づくことを予想させている。OECD（経済協力開発機構）が公表した国際VAT/GSTガイドライン（2014年4月）に基づけば、一つの国は、輸出に対し非課税扱いを容認して、仕入税額を還付すべきである（ゼロ税率を採用しなければならない）。財政部は最近、ゼロ税率政策を、全てのクロスボーダー課税サービスに適用させることを最終的な目標に掲げた。したがって、118号文では、ゼロ税率改革に関する一歩踏み込んだスケジュールには言及されていないが、今回の改革は、変更の第一弾と見られている。

現時点において、クロスボーダーサービスが中国の増値税ゼロ税率対象課税サービスリストに記載されている種類は、研究開発サービス、設計サービス、特定の国際運輸サービスに限定されている。118号文では、ゼロ税率を適用するクロスボーダーサービスの範囲拡大になり、該当する輸出サービスは、従前は免税とされたものが、現在では増値税ゼロ税率の適用が申請でき、しかも以前には、相応の仕入税控除が不可または振替処理を行わなければならなかったところ、今後は、納税者には仕入税の控除が可能となる。

増値税ゼロ税率及び免税クロスボーダーサービス・リスト

参考まで、118号文発行後の中国の増値税ゼロ税率又は免税を適用するクロスボーダーサービスを以下のリストにまとめた。

業種	クロスボーダーサービスの種類	増値税の処理
国際運輸	関連経営許可証のある国内運輸業者によって提供される国際運輸サービス	ゼロ税率
	関連経営許可証を取得していないその他の国際運輸	免税
	距離単位リースサービス	免税
航空運輸	関連経営許可証のある中国運輸業者によって提供される航空運輸サービス	ゼロ税率
	関連経営許可証を取得していないその他の航空運輸	免税
ラジオ・映画・テレビ番組サービス	国外組織に提供されるラジオ・映画・テレビ番組制作及び配給サービス	ゼロ税率 (以前は免税)
	国外組織に提供されるラジオ・映画・テレビ番組放送サービス	免税
研究開発及びテクニカルサービス	国外組織に提供される技術譲渡サービス	ゼロ税率 (以前は免税)
	国外組織に提供される研究開発サービス	ゼロ税率
	国外組織に提供されるテクニカル・コンサルティング	免税
	国外組織に提供されるエネルギー契約管理サービス (契約対象物が中国にあるものを除く)	ゼロ税率 (以前は免税)
	国外にある工事現場又は鉱産資源に対する監察探査サービス	免税
鑑定・証明コンサルティングサービス	国外組織に提供される認証サービス、鑑定・証明サービス、コンサルティングサービス（国内貨物若しくは不動産に対する鑑定・証明コンサルティングサービスを除く）	免税

オフショア・アウトソーシングサービス	オフショア・アウトソーシングサービス(即ち ITO、BPO、KPO サービス)	ゼロ税率 (以前は免税)
情報技術(IT)サービス	国外組織に提供されるソフトウェアサービス、回路設計及び検査サービス、情報システムサービス、業務プロセス管理サービス	ゼロ税率 (以前は免税)
電気通信サービス	中国企業から国外組織に提供される電気通信サービス(基礎通信サービスと付加価値通信サービスを含む)(国際ローミングサービスなど)	免税
文化・クリエイティブサービス	国外組織に提供される商標・著作権譲渡サービス及び知的財産権サービス	免税
	会議・展示場が中国国外にある会議・展示サービス	免税
	広告掲載地が国外にある広告サービス	免税
物流及び付随サービス	国外組織に提供される物流及び付随するサービス(倉庫サービス及び集荷・配達サービスを除く)	免税
	貯蔵場所が国外となる倉庫サービス	免税
	中国企業が提供する輸出貨物の集荷・配達サービス	免税
	国外組織或いは個人に提供する輸出貨物の集荷・配達サービス	非課税
郵便サービス	中国企業が提供する輸出貨物の郵便サービス	免税
	国外組織或いは個人が提供する郵便サービス	非課税
有形資産リースサービス	対象物が国外で使用される有形資産リースサービス	免税

実務上の主要課題

- 2012年の増値税改革パイロットプログラムの始動では、多くの納税義務者は、オフショアアウトソーシングに係る増値税免税(営業税法系では既に免税項目)を申請するか、あるいはクロスボーダー課税サービスのコンサルティングの性質に基づいて増値税免税を申請するか、その選択をしなければならなかった。企業の大半は、申請手続きが簡便なことを理由にして後者を選択した。しかし、オフショアアウトソーシングに係る増値税の免除申請が抱える具体的な現実問題は、複数の政府機関から承認・許可を得なければならず、またカバーできる業務範囲もより狭いものに限定されていることである。また今回の政策変更においては、納税義務者がオフショアアウトソーシングの増値税ゼロ税率の優遇措置を享受できることにより有利となった。このため、試行納税義務者は自主的に選択を見直しておく必要がある。理想的な状況としては、当該優遇税制は、同種のサービスに対して、統一的な恩典の付与(企業は優遇政策の相違をもって選択する必要がない)であり、ゼロ税率の範囲の拡大に伴い、最終的には税制の公平性の概念が実現されることが期待されている。
- 従来、試行納税義務者は煩雑な手続きを行い、増値税ゼロ税率の適用を申請するだけでなく、税務機関は関連書類に対して厳しい審査を実施したことがあるため、管轄税務局はこれらの新規追加された増値税ゼロ税率対象クロスボーダーサービス種類に対しても、類似の審査を実施すると予測されている。また、これらのサービスについて、増値税免税(2015年12月前)を既に適用しているが、ゼロ税率の適用に変更したい納税義務者は、所在地の税務機関が将来、同様の審査を実施要求してくるか否か、さらにはどのような要求が提示されるか検討しておく必要がある。

- 過去の事例に鑑みて、税務局は、納税義務者に対してゼロ税率の遡及申告に際して、より厳格な審査を行うことが予想される。なぜならば、遡及したゼロ税率申告は、税務機関によって既の実現したバジェットあるいは税収にまで影響してくるからである。そのため、税務局による必要以上に厳格な審査を避けるため、納税義務者は、当該政策に合致した業務を行っているならば、2015年12月1日から増値税ゼロ税率の適用申請を早期に申請するか、あるいは現行の免税申告をゼロ税率申告に変更するか、そのどちらかを選択しておくことを提案する。
- 中国の現行増値税体系において、輸出貨物はゼロ税率を適用する。しかしながら、中国の輸出貨物のゼロ税率は世界中で公認されたコンセプトとは完全に一致していない。貨物を輸出する企業は売上税の納付が不要だが、貨物の種類によって政府の還付税率(0~17%)も異なっており、適用する還付税率は貨物のHSコードと対応する。例外として、サービス業にはこのような税還付制限が課せられていない。これは、中国政府が間接税体系を経済成長目標を達成するための重要なツールとして利用していることを明示している。
- さらに、現行の118号文が言及している3種類のサービスに従事し、かつ増値税免税の適用申請にも既に適格している企業は、仕入税控除を合理的な範囲内で多く享受するため、その仕入活動を2015年12月1日以降まで延期させるか否かについて検討しておくことを提案する。

新たに公表された増値税ゼロ税率対象のクロスボーダーサービスについて、更に詳しい税務情報をお知りになりたい方は、KPMGの担当アドバイザーまでお気軽にお問合せください。

